訴訟費用額確定手続の簡素化に関する検討参考資料

(第7回司法アクセス検討会)

1 訴訟費用の範囲の見直し

(1) 訴訟費用の範囲及び額を定める基本的な考え方

訴訟費用の範囲は、民事訴訟費用等に関する法律第2条に定められているが、訴訟費用の範囲及び額を定める立法の基本的な考え方は、「当事者の権利の伸長又は防御に必要な限度の費用」を訴訟費用とすることにあると考えられる。民事訴訟法が、「訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。」(第61条)と定める一方で、「裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によって生じた訴訟費用又は行為の時における訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であった行為によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。」(第62条)と定めるのは、このような考え方を前提にしていると理解できる。

(2) 書記料

書記料は、当初、「訴訟入費償却仮規則」(明治5年司法省達第14号)により「訴状其外書類認料」として「1枚につき10銭」が敗訴者の負担とする訴訟費用とされた。書記料の名称は、民事訴訟費用法(明治23年法律第64号)第2条第1項において「訴状其他総テ書類ノ書記料」として用いられた。書記料の金額は、1枚につき定額とされていたが、大正10年法律第67号による改正により、

司法代書人(後に司法書士)に支払った金額が法律の定める定額 と異なるときは、その支払った金額によることとされた。現行の 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第2条第6号 により、書記料の金額は「用紙1枚につき最高裁判所が定める額」 とされ、司法書士に支払った金額にかかわらず、1枚当たりの定 額に改められた。現在、書記料が訴訟費用とされる書面は、「訴 状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該 民事訴訟等の資料とされたものに限る。)」及び「強制執行の申立 て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付 与若しくは民事執行法第29条の規定により送達すべき書類の交付 を受け、又は公証人法第57条ノ2の規定により公証人がする書類の 送達を申し立てるために、裁判所以外の官庁又は公証人に提出す べき書類」に限られ、書記料の額は、図面の書記料の額は用紙 1 枚につき300円、図面を除く書類の書記料の額は用紙1枚につき15 0円(ただし、裁判所は、字数が著しく少ないものについては、そ の額を減ずることができる。)と定められている(民事訴訟費用 等に関する法律第2条第6号、第15号、民事訴訟費用等に関する規 則(昭和46年最高裁判所規則第5号)第2条)

(3) 書類の提出の費用

書類の提出の費用は、昭和46年、現行の民事訴訟費用等に関する法律が制定された際に、書記料が訴訟費用とされる書面につき、 その提出の費用を訴訟費用とすることが規定された。書類の提出 の費用の額は、提出1回につき第1種郵便物の最低料金に書留料 を加えた額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)とされ、したがって、現在、国内では、郵送・宅配便・持参等の提出方法のいかんにかかわらず、提出1回につき500円の定額である(民事訴訟費用等に関する法律第2条第7号、第15号)。昭和46年に民事訴訟費用等に関する法律が制定される前は、郵便で書類を提出した費用に限り、郵便料としてその実費が訴訟費用とされていた。すなわち、「訴訟入費償却仮規則」(明治5年司法省達第14号)により「郵便並電信料」として「定価」が訴訟費用とされ、民事訴訟費用法(明治23年法律第64号)では「郵便料、電信料及ヒ運送料八其実費二依ル」とされていた。

(4) 書記料の見直しに関し問題となると思われる事項

現在通常利用している印刷方法であれば用紙代を含め1枚10 円程度で印刷が可能であると考えられ、文書としての体裁を整 えるための考案に要する時間を除けば、書記のための筆記の労 力、用紙代は、極めて小さくなったと言えるのではないか。

書証の写しはほとんどコピーで作成され、実費は1枚10円程度に過ぎないのに、1枚150円の書記料が認められている。訴状の副本(民事訴訟規則第58条第1項)、その他の申立書、準備書面等の書類の副本等も含め、書類の写しの負担は大幅に軽減されたと言えるのではないか。

裁判所以外の官庁又は公証人に提出する書類で書記料の対象とされるもの(債務名義の正本交付申請書、執行文の付与又は

交付の申請書、債務名義の送達申請書)は、書式が定型化され、 考案の必要がないと言えるのではないか。裁判所に提出する書 類でも、訴訟委任状など考案を要しない定型的書類も書記料の 対象とされていることについて、どう考えるか。

書記料の額は、書類の枚数単位で算定されるが、十分に考案された簡明な書類の書記料の額が低くて冗長な書類が高くなりかねないのではないか。枚数単位の従量制を採ることについて、どのように考えるか。

書記料の対象となる書類は当該民事訴訟等の資料とされたものに限られるため、書記料の額を算定するためには対象となる書類の枚数を数える必要もあって、書記料回収のための労力は、回収できる書記料の額に見合ったものと言えない場合があるのではないか。

書記料を訴訟費用から除外する考え方に対しては、訴状等一定の書類が訴訟の重要な要素であることには変わりがなく、それら書類の文書として体裁を整えるための考案に要する時間や用紙代その他印刷に要する時間や費用が皆無でない以上、訴訟費用としての一定範囲での必要性は否定できないとの考え方もあるのではないか。

(5) 書類の提出の費用に関し問題となると思われる事項

書類の提出の費用は、期日に出頭した当事者等又は代理人が 書類を持参した場合も提出1回につき500円が訴訟費用とされる が、期日に出頭した当事者等の旅費が訴訟費用とされるから、 訴訟費用の定額化の必要性を考慮しても、訴訟費用が認められる範囲が広すぎるのではないか。

裁判所に提出する書面でも、一定の例外を除き、ファクシミリによる書面の提出が可能であり(民事訴訟規則第3条)、ファクシミリによる提出の実費は10円程度の通信費用に過ぎないのに、提出1回につき500円の書類の提出の費用を定額で認めるのは、訴訟費用の認められる範囲が広すぎるのではないか。

準備書面は当事者が相手方に直接送付しなければならないことが原則とされているが(民事訴訟規則第47条、第83条)、原則に従って相手方に直送した費用は訴訟費用とされないのに、直送しないで書類を裁判所に提出した費用が訴訟費用とされるのは、訴訟費用の認められる範囲が広すぎるのではないか。

提出回数を基準として書類の提出の費用の額を算定することは、慎重に準備をして書類を集中的に作成・提出した場合の額が低くて、十分な準備をしないで随時提出した場合の額が高くなりかねないのではないか。提出回数単位の従量制をとることについて、どのように考えるか。

どの書類がいつ提出されたかを調べたり、郵便料金の改定等があった場合には、提出当時の郵便料金を調べるなどの手間がかかる一方、一般に提出費用の額は低額であり、提出費用回収のための労力が回収できる額に見合ったものと言えないのではないか。

書類の提出の費用を訴訟費用から除外する考え方に対しては、

訴状等一定の書類を裁判所に提出することが訴訟の重要な要素であることには変わりがなく、その書類の提出に費用を要する以上、訴訟費用としての一定範囲での必要性は否定できないとの考え方もあるのではないか。

(6) 書類の提出の費用に類似する費用の検討

書類の交付を受けるために要する費用

官庁その他の公の団体又は公証人から当該民事訴訟の資料とされた書類の交付を受けるために要する費用は、当該官庁等に支払うべき手数料の額及び交付1回につき第1種郵便物の最低料金の2倍の額(160円)が訴訟費用とされる(民事訴訟費用等に関する法律第2条第8号)。手数料以外の費用は、郵便で交付請求した場合の最低の郵便料金相当額160円とされており、交付を受ける方法は郵便に限られないとしても、ある程度の費用は当事者に生ずると考えられるから、この程度の金額について訴訟費用としての必要性が認められると考えてよいのではないか。

債務名義の正本の交付又は執行文の付与若しくは交付を受けるために、裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものの交付を受けるための要する費用は、民事訴訟費用等に関する法律第2条第8号の例により算定した費用の額(交付1回につき第1種郵便物の最低料金の2倍の額(160円)が訴訟費用とされる(民事訴訟費用等に関する法律第2条第15号)。この場合も、同様に考えて、この程度の金額について訴訟費用としての必要性が認められると考えてよいのではないか。

文書又は物を裁判所に送付した費用

文書又は物を裁判所に送付した費用は、書証とすべき文書又は 検証の目的物を裁判所に提出して証拠の申出をするため(民事訴 訟法第219条、第232条によって準用される場合を含む。)、これ らの文書又は物を裁判所の送付した費用であり、裁判所が取り調 べたものに限り、訴訟費用とされ、その額は「通常の方法により 送付した場合における実費の額」とされている(民事訴訟費用等 に関する法律第2条第10号)。「送付した費用」に限られるから、 当事者等又は代理人が期日に出頭する際に携行して提出したとき は、「旅費」が認められることは別として、「送付した費用」が 訴訟費用とされることはない。なお、民事訴訟費用法(明治23年 法律第64号)では「郵便料、電信料及ヒ運送料八其実費二依ル」 とされていた。

文書又は物を裁判所に送付した費用が訴訟費用とされる場合は、証拠調べのために裁判所に提出することが必要な文書又は物を実際に送付した場合に限られており、費用の額も「通常の方法により送付した場合における実費の額」にとどまるから、必要性や費用の額を考慮して、この程度の金額について訴訟費用としての必要性が認められると考えてよいのではないか。

2 当事者等の旅費等の計算方法

(1) 旅費等の計算方法

当事者等又は事件の関係人(その法定代理人又は代表者及びこ

れらに準ずる者を含む。以下、「当事者等」という。)が口頭弁論 又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、 日当及び宿泊料は、証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例に より算定した額が訴訟費用とされ、ただし、親権者以外の法定代 理人、法人の代表者又はこれに準ずる者が2人以上出頭したとき は、そのうちの最も低額となる1人についての旅費、日当及び宿 泊料に限り、訴訟費用とされる(民事訴訟費用等に関する法律第2 条第4号)。代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。)が口頭 弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日(当事者等が出頭 命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。)に出頭 した場合における旅費、日当及び宿泊料についても、証人に支給 する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額(ただし、当事 者等が出頭した場合におけるそれらの額をこえることができな い。)が訴訟費用とされるが、代理人が2人以上出頭したときは、 そのうちの最も低額となる1人についての旅費、日当及び宿泊料 が訴訟費用とされる(民事訴訟費用等に関する法律第2条第5号)。

当事者等又は代理人の旅費、日当の額を算定する際に、その例によることとされている証人に支給する旅費、日当は、国内旅行について、次のとおり、規定されている(民事訴訟費用等に関する法律第21条、第22条、第25条)。

旅費等の計算は、旅費(航空賃を除く。)並びに日当の計算上 の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し た場合の例により計算する(ただし、天災その他やむを得ない事 情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。)。

旅費の種類及び額は、次のとおりである。

旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の4種とし、 鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶 の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない 区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、 航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合にお ける航空旅行について支給する。

鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃 (はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を 設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級 を3等級に区分するものについては中級以下で裁判所が 相当と認める等級の、運賃の等級を2階級に区分するも のについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行 料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で 片道100キロメートル以上のものには特別急行料金、普 通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の 旅行で片道50キロメートル以上のものには普通急行料金 又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特 別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席 指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区 間の旅行で片道100キロメートル以上のもの又は座席指 定料金を徴する船舶を運航する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によって、路程賃は最高裁判所が定める額(1キロメートルにつき37円以内とし、1キロメートル未満の端数は、切り捨てる。天災その他やむを得ない事情により1キロメートルにつき37円以内の額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。民事訴訟費用等に関する規則第6条)の範囲内において裁判所が相当と認める額によって、航空賃は現に支払った旅客運賃によって、それぞれ算定する。

証人の日当の支給基準及び額は、次のとおりである。

日当は、出頭及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

日当の額は、最高裁判所が定める額(1日当たり8,20 0円以内。民事訴訟費用等に関する規則第7条)の範囲内において、裁判所が定める(民事訴訟費用等に関する法律第22条第2項)とされ、裁判所の裁量的判断に委ねられている。なお、「証人等の日当の支給基準について」(最高裁総一第194号高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長あて平成14年6月25日付け最高裁判所事務総長通達)は、「証人に支給すべき日当の額の決定の便宜を考慮し、別紙のとおり支給基準を定めたから、参考にしてください。ついては、各庁においてこの支給基準

を参考にし、尋問所要時間のほか、出頭所要時間、待機時間、各地の実情等を勘案して、具体的な支給基準を裁判官の間において申し合わせるなどして、個々の事件における適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。」旨の通達をし、この通達の別紙の第1項において、証人の日当の基準額は、尋問所要時間2時間以内は3,020円以上4,020円以内、2時間を超え4時間以内は4,020円を超え5,890円以内、4時間を超えるものは5,890円を超え8,200円以内とされ、同じく別紙の第4項において、専ら旅行に要した日の日当については、平成12会計年度の予算措置上の日当の平均額(証人については4,020円)を基準とし、旅行に要した時間等を参酌して支給額を定める、とされている。

(2) 旅費等の計算方法の見直しに関し問題となると思われる事項

旅費のうち、鉄道賃及び船賃は、旅行区間の路程に応ずる旅客運賃、急行料金並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金とされるが、これらの費用額の疎明に必要な書面(民事訴訟規則第24条第2項)として当事者が何を提出すべきか必ずしも明確でないのではないか。

旅費の額は証人の例によって算定するが、訴訟費用額の確定を求める申立てをする時に、裁判所に出頭した当時の旅費をさかのぼって証人の例によって算定し、裁判所書記官に提出する

費用計算書を作成しなければならないとすれば、申立人に負担 とならないか。

出頭のたびに当事者等又は代理人が旅費の計算等をしておくこととすれば、費用計算書作成時点の負担は軽減されるが、一方で複雑な旅費の計算による当事者の負担が増大し、訴訟費用の各自負担の和解で終局する事件も多数を占めること等から、当事者にそこまでの負担を期待することができると考えられるか。

当事者等又は代理人の旅費について、費用計算書の作成や疎明書類の提出の負担を軽減するために、計算方法の定額化を図るとした場合、負担の軽減という目的に照らして合理的であるといえる範囲内で適切な方法として、どのような方法を採用すればよいと考えられるか。

訴訟費用額の確定を求める申立てをする時に申立人が出頭当時の旅費を計算してその額の疎明書類を提出しなくても、申立て時点の運賃等を基礎に旅費を計算して費用計算書を作成すれば、疎明書類を提出しなくても裁判所書記官が費用額を確定することができるという考え方はとれないか。

あるいは、旅費は、出頭当時の旅費を計算すべきであり、申立て時の旅費で計算するには法律の改正が必要であると考えるべきか。

当事者等又は代理人の日当の額は、証人の日当の例により裁 判所が定めることとなっているため(民事訴訟費用等に関する 法律第22条第2項、第2条第4号、第5号)、申立人が費用計算書にどのように記載すればよいのか疑問があり、こうした日当も含めて、訴訟費用の額を費用計算書に記載して申立てをしなければならないとすれば、申立人に負担とならないか。

当事者等の日当については、証人の例によって裁判所が裁量的に判断をする必要はないとして、法律改正により定額化することは考えられないか。その場合に、証人について裁判所の裁量に委ねている理由及び当事者等について証人と異なる取扱いをする根拠はどのように考えるのか。

3 訴訟費用額の確定を求める申立ての方式等の簡素化

(1) 訴訟費用額の確定を求める申立ての手続

訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が効力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める(民事訴訟法第71条第1項)。この場合に、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす(民事訴訟法第71条第2項)。訴訟費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない(民事訴訟法第71条第4項)。裁判所は、異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない(民事訴訟法第71条第6項)。異議の申立てについての

決定に対しては、即時抗告をすることができる(民事訴訟法第71 条第7項)。

訴訟費用額の負担の額を定める処分を求める申立ては、書面で しなければならない(民事訴訟規則第24条第1項)。申立てをする 当事者は、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面を裁判所書 記官に提出するとともに、申立書及び費用計算書を相手方に直送 しなければならない(民事訴訟規則第24条第2項)。申立てを受け た裁判所書記官は、訴訟費用の負担の額を定める処分をする前に、 相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに 申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、 一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない(民事訴 訟規則第25条第1項)。この催告は、当事者双方が負担すべき費用 額を定めて相殺処理し、1個の訴訟費用額の確定の処分をするた めであるから、相手方が訴訟費用の全部を負担すべき場合は、相 手方に対し、申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を一 定期間内に提出すべき旨を催告することにとどまる。相手方が期 間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しないと きは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用の 負担の額を定める処分をすることができるが、この場合でも、相 手方が訴訟費用の負担の額を定める処分を求める申立てをするこ とを妨げない(民事訴訟規則第25条第2項)。

(2) 申立ての方式等の簡素化に関し問題となると思われる事項 相手方が訴訟費用の全部を負担する場合に申立てに係る訴訟

費用の額が記録上明らかであるときは、申立人の費用計算書の記載内容に対する相手方の陳述を聞いても訴訟費用の額は変わらないし、相手方は処分に対する異議申立てができるから、陳述の催告をしないで処分をしても相手方の権利保護に欠けることはなく、むしろ申立人の権利の迅速な実現につながるのではないか。

催告手続があれば、相手方としては、知らないうちに費用額が確定されることはなく、裁判所書記官としても、相手方の意見を聴いた上で慎重に費用額の確定を行うことができること、催告を省略することによって不服申立てが増えることになれば、逆に手続が遅延しかねないことなど、催告手続の省略の検討に当たっては、これらの点も考慮すべきではないか。

申立人は費用計算書を提出しなければならないが、日当の額は裁判所が個々の事件ごとに定めるなど費用の額の定め方は訴訟費用の種類ごとに様々であり、申立人が費用計算書に記載すべき内容が費用の種類ごとに分かりやすく示されないと、費用計算書を作成することは困難ではないか。

費用額の疎明に必要な書面についても、費用の額の定め方が 訴訟費用の種類ごとに様々であるから、どのような費用の場合 にどのような書類を提出して疎明すればよいか費用の種類ごと に具体的に分かりやすく示されないと、申立てをしやすくなら ないのではないか。